

外国人労働者の活用法
～最新のトピックを交え、わかりやすく実際のポイントを押さえる～

さくら共同法律事務所
弁護士 山脇 康嗣

第1 ホットトピックからみる外国人労働者活用法

1 日本の外国人法制の概要

(1) 外国人が日本に入国・在留する「権利」はあるか？

(2) 一在留一在留資格の原則

現状、28種類の在留資格

(3) 超少子高齢化社会への対応

単純就労者を含む「移民」受入れの可否

(4) 実は既に単純就労者だらけ

2 外国人労働者受入れは激変の時代へ

(1) 高度外国人材の受入れ環境の整備

在留資格「高度専門職第1号」及び「高度専門職第2号」の創設

(2) 外国人技能実習制度の見直し

在留資格「技能実習」の創設による外国人技能実習生の法的保護

受入機関等の管理体制の強化、技能実習期間の延長、対象職種の拡大

(3) 製造業における海外子会社等従業員の内国受入れ

事業所管大臣の関与のもと、外国人従業員を日本に受け入れて新製品開発等特定の専門技術を習得させる

(4) 建設及び造船分野における外国人材の活用

2020年東京オリンピック大会までの期間において建設需要に対する緊急かつ時限的措置として実施

(5) 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援

日本の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人への対応（新たな在留資格の創設か）

外国人介護人材の受入れに係る検討の視点

①技能実習

日本から相手国への技能移転

②資格を取得した留学生への在留資格付与

専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ

③E P A

経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ

(6) 外国人家事支援人材の受入れなど

国家戦略特別区域法の改正によるスキーム

他に、創業人材等の多様な外国人の受入れ促進、法人設立手続の簡素化・迅速化（ワンストップセンターの設置、公証人の公証役場外における定款認証）

第2 外国人労働者の受入手続

1 外国人労働者とのマッチングポイント

(1) 候補外国人の学歴

（卒業証明書、成績証明書、学校で学んだカリキュラムの内容がわか

る資料、資格試験合格書、履歴書、語学能力を示す資料など)

- (2) 候補外国人の職歴・実績
(これまでの実際の成果物、レターヘッド付きの在職証明書、履歴書など)
- (3) 受入会社の事業内容
(商業登記簿謄本、会社案内など)
- (4) 受入会社の経営の安定性・継続性
(決算が赤字となっていないかどうか、必要な許認可を取得しているかどうか、社会保険に加入しているかどうか、前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額など)
- (5) 候補外国人が受入企業で従事する予定の具体的業務内容
- (6) 候補外国人の学歴・職歴と、同人が受入企業で従事する予定の業務内容の関連性の強さ、採用理由、採用の必要性、採用の経緯など
- (7) 候補外国人のこれまでの来日歴、入管や警察とトラブルになったことがないかどうか

2 在留資格認定証明書交付申請

受入企業が地方入国管理局に申請

3 査証申請

外国人本人が在外日本大使館等に申請

4 上陸許可申請

外国人本人が空港で申請

5 在留管理制度（住居地の届出など）

外国人本人が市区町村に届出

6 外国人雇用状況の届出

受入企業がハローワークに届出

7 在留期間更新許可申請

外国人本人が地方入国管理局に申請

第3 外国人雇用の注意点

1 他の企業から外国人労働者を受け入れる場合に陥りやすい失敗（派遣形態、業務委託形態）

在留資格の有無や種別、従事させる業務が当該在留資格に該当することのチェック不足

資格外活動として、外国人本人のみならず、受入れ企業も刑事罰の対象（不法就労助長罪、資格外活動幫助罪）→厳罰化、積極的な摘発傾向

2 在留資格「短期滞在」（短期商用等）と就労系在留資格（「人文知識・国際業務」、「技術」、「企業内転勤」等）の的確な区別（使い分け）ができていないことによるトラブル

空港での突然の入国拒否、在留資格認定証明書不交付処分、違法な資格外活動として摘発など

3 外国企業から外国人労働者を受け入れる場合（在留資格「企業内転勤」など）の社会保険加入

派遣元の外国企業が給料を支払えば日本で社会保険に加入しなくてよいという誤解（各種社会保険法違反）

4 在留資格の取得申請にあたって、従事する業務が単純就労でないことの

立証不十分による不許可処分

十分な立証を果たすための具体的ポイント、ノウハウ

5 外国人労働者の労務管理体制の不備などを理由として不許可処分を受けた場合のリカバリー方法

不許可処分は入管当局のデータベースに残り続け、放置することは極めて危険

6 日本経済の活性化のために資する外国人受入れを促進すること等を目的とする制度の見直し（最近の法改正）

→実務上かなり大きな影響

（1）在留資格「投資・経営」に係る見直し

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、日系企業における経営・管理活動に従事する場合であっても「投資・経営」の在留資格で入国・在留できるように見直し

（2）在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」に係る見直し

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の区分に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の在留資格の区分について見直し